

福祉医療費助成制度のお知らせ

☎福祉課 民生福祉班 0820 (77) 5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- ①年齢要件
0歳～小学校就学前まで
- ②所得要件
税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- ①年齢要件
0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当者のみ）
- ②所得要件
なし

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- ①世帯要件
（ア）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童
（イ）父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童
- ②所得要件
市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なし）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

額を計算して所得要件を判定します。

中学生医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- ①年齢要件
中学校1年生～3年生まで
- ②所得要件
なし

【共通事項】

■受給者証有効期間

8月1日～令和4年7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証、父母の令和3年度住民税等の申告が必要です。

※収入が0の方も申告をお願いします。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のお知らせ

■給付金の対象となる方

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給されている方で、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方（令和3年4月から令和4年2月までに生まれた新生児等も対象となります）

※申請は不要です。

- ②令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方で、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童のみを養育されている方

- ③令和3年度分の住民税が課税の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となった方

※②③いずれかに該当する方は申請が必要です。

※すでにひとり親世帯分の支給を受けている方は対象となりません。

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■手続きに必要なもの

本人確認書類、通帳の写し、収入額が分かる書類等

■申請期限

令和4年2月28日(月)

■申請場所

福祉課、各総合支所

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

